

第3節 気候変動を踏まえた生物多様性の保全対策

1 生物多様性への気象変動影響分析

地球温暖化などの地球環境の変化は、生物多様性へも影響を与えている。「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、日本国内の生物多様性の危機のひとつとして、地球温暖化や海洋酸性化など地球環境の変化に言及するとともに、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第5次評価報告書(2013)では、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人間活動に伴う温室効果ガスの濃度の増加によってもたらされた可能性が非常に高いとしており、気候変動を抑制するには、温室効果ガス排出量の抜本的かつ持続的な削減が必要とされている。

また、動植物への影響も大きく、従来の動植物の生息・生育適地が変わり、在来種がいなくなる可能性は大きくなる。例えば、高山植物については環境変化のスピードに適応できず枯死してしまうこともあり、一方、気温上昇に伴って生息・生育適地となつた外来種が定着することも憂慮される。

気候変動の影響で、生息域や生息数が減少することが懸念される種についての基礎調査を行い、気候変動影響分析及び、将来減少した種の保全や回復に資するための情報の集積を図ることが重要である。

そのため、令和2年度からは、特に気候変動の影響が出やすい高標高地や、津波や海面上昇等の影響により消失する可能性がある地域、また、多様な生物が生息する生物多様性上、重要な地域である県立自然公園において、動植物の生息・生育状況の調査を行うこととしている。

第4節 外来生物対策

1 外来生物対策の推進

(1) 外来生物について

全国的に、近年、人の生命・身体・農林業・生態系への影響が大きい「ヒアリ」をはじめ、「クビアカツヤカミキリ」や「ツマアカスズメバチ」等が確認されており、国では「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）」に基づき、148種（令和2年6月現在）を特定外来生物に指定して、原則として飼育・栽培、輸入・販売等を禁止している。

本県でも野生動植物の多様性の保全に関する条例に基づき、88種の侵略的外来生物を指定して、外来生物は「入れない」、「捨てない」、「拡げない」の被害防止三原則のもと取り組んでいる。

(2) 県内の外来生物の確認状況

本県においても、外来種である「オオクチバス」や「オオキンケイギク」の生息・生育地が拡大しているほか、「アライグマ」や「カミツキガメ」に加え、令和元年8月には、「セアカゴケグモ」の大量発生が確認された。

特に、「特定外来生物」が発見された際には、県生物多様性センターにおいて、生息・生育状況や生態系への影響を調査するとともに、捕獲や防除に取り組んでいる。

<主な捕獲状況>

(令和2年3月31日現在)

種別	捕獲頭数(累計)	捕獲時期	備考
アライグマ	3頭	H28年度～	四国中央市・松山市・西条市
アカカミアリ	約400匹	H29年度～	四国中央市・新居浜市
カミツキガメ	12匹	H30年度～	今治市(伯方島)
セアカゴケグモ	565匹	R元年度～	新居浜市

(3) 外来生物対策

本県では、外来生物対策として、これまで「外来生物対策マニュアル」の作成のほか、啓発パンフレット等の作成や「アライグマ防除対策研修会」の開催、県ホームページにおいて「愛媛の自然を守り隊」(生きもの情報サイト・投稿専用サイト)の開設(H28.3)などに取り組んでいる。令和元年度には、「セアカゴケグモ防除現地研修会」を2回開催し、市町職員を含め関係者約130人が研修に参加するなど、県民への普及啓発や情報の収集・提供、被害の拡散防止に努めている。

また、同年5月29日には、県市町連絡会議（各市町外来生物担当者）を開催し、防除や基本情報の共有を図った。